

# 散所 その発生と展開

— 古代末期の基本的課題 —

林 屋 辰 三 郎

【要約】一世紀のころから文献の上にあられわれ、現在も各地に単なる地名としてまたは現実の未解放部落として残存している「散所」は、かつては古代奴隸制の遺産ともいふべきものであつた。これが中世の荘園社会のなかに、どのように定着して行つたか、またどのような活動をしたか、その果したさまざまな役割を、史料のすくないという困難をおかしながら、考えてみることにした。そして書き上げると、「古代末期の基本的課題」という、大げさな副題もつてきたのである。

## 一 部落史の序章

日本の古代国家は、その奴隸制的な支配を維持するため、中国の律令体制を継承し、はじめて民衆のなかに良・賤という身分的差別をつくつた。この賤民制の目標は、くずれゆく奴隸制を賤民という身分によつて固定させることであつて、その意味でも律令時代は古代国家の一転形期で

あつた。

この律令的賤民制の内容については、すでに多くのすぐれた研究があり（特に川上多助氏著「日本古代社会史の研究」、北山茂夫氏「部落の歴史と解放運動、古代篇」）、それを詳論することが、本稿の主題ではないが、良民といわれるものにも、公民のほか品部・雑戸といわれる特別な技術をもつて徴用される者がほとんど賤民と大差のない取扱をうけて

おり、賤民はさらに官戸・陵戸・家人という一応家族的結合を認められるものと、官戸の下にある官奴婢、家人にいたらぬ私奴婢という完全な奴隷に相当するものの、二つの階層にわかれていた。すくなくとも一般公民の下には、このような三階層が存在したのである。しかしこのうち、家人とその私奴婢は、貴族や上層公民の家族のなかに包含され、最も卑賤視されて、この賤民制の基底ともなつたが、直接に国家権力の圧力をうける点では、品部・雑戸、官戸・陵戸、官奴婢が重要な問題になるだろう。そしてこれらは、大たい律令制的な官司の官營工房ではたらく人々であつて、官司の特殊技術を要する部門には、かならず雑戸民が附屬してこれに当り、特に技術を要しない労働部門には、賤民たる官戸・官奴婢が、各官司において雑色・駆使として隷屬していたのである。

しかしこうした機構は、元來律令國家が健全であり、すべての手工業生産を掌握しうる条件のもとで出来上つたものであるから、國家、じしんが動揺し、官營工房を維持しがたくなると、たちまち解体の傾向をたどることとなる。延

喜式制によると、令制における兵部省のごときは、その下にある兵馬司・造兵司・鼓吹司・主船司・主鷹司の諸司のすべてが廢絶して、ようやく令制では外局的な位置にあつた軍人司をうつすことにより、一省一司という形で殘骸をとどめたのである。大藏省のごときも、わずかに織部司の一司をのこしてすべて廢合せられ、この織部司もやがて閉鎖のやむなきに至つたのであり、宮内省の諸司においても亦同様の事情にあつた。延喜・天曆という古代國家の第二の転形期には、これらの廢絶官司にはたらく賤民的民衆が、いちように解放せられることとなるのだが、この場合に古代國家が崩壞過程をたどつても、その中核にあつた皇室をはじめ貴族階級が、莊園領主に転化してその生命を維持して行つたように、古代國家から解放されたはずのこれらの民衆は、ふたたび新しい莊園領主のもとに隷屬をつづけることとなつたのである。

この令制に於ける奴婢が停止され、身分的差別が法的にとりのぞかれたことは、古代史上の劃期的な事件であり、醍醐天皇の延喜年間のこととして、政事要略卷八十四に収

める長徳三年惟宗允亮の間答につたえている（川上多助氏前掲書）。しかしこの賤民の法的解放の機会に當つて、令制にあつては良民のうちに含められた雑戸民が、かえつて身分的に賤視されたままにのこされ、それに關係をもつ官司の官戸の上にも、特殊な差別がのこされることになつた。その理由として考えられることは、一つには彼らが国家権力のもとに官営工房という形態で直結せしめられていただけに、特に隸屬性が強かつたことであり、一つには律令制下において、当初の身分的差別が徐々に職業的差別に転化していたことであろう。この後者の点は、品部・雑戸をしたがえる官司の職務内容の、そのほとんどが後世の未解放部落の職業内容と一致することもよくうかがわれる。こうした差別的転化には、仏教的説明が大いに役立てられたと考えられる。たとえば主鷹司の雑戸たる鷹戸は、そのなかの犬飼が獵犬を飼育し、鳥飼が鷹を飼養し、餌取が鷹餌をとりあつめることにたずさわつたが、これらの職業のうちで、餌取は小鳥をさし、牛馬肉を屠るといふ「殺生」といふ点で、仏教的に排斥されると共に、これらの人も念仏

散所 その發生と展開（林屋）

三昧によつて極樂往生できるといふ風に、その差別が布教に利用されたのである（今昔物語卷十五北山餌取法師往生語）。

こうした賤民制の解体とそれにもなう新しい荘園領主に対する隸属の基本的形態が、実は散所の發生という問題にはかならない。そしてこの事實は、賤民的民衆の身分的差別を職業的差別のみならず、地域的差別に転化させることともなつた。その意味で散所の發生は、部落という特殊地域をはじめて地域的に表現したものととして、部落史の序章ともいふべき位置を占めてゐる。われわれは歴史という學問が、科学的なものであるとともに、民衆の立場に立つべきものであることを、つよく主張する。そうした民衆の立場とは、國家・社會をピラミッド型にたとへるとき、中央の頂点にある天皇をはじめとする貴族の歴史に対して、横にひろく裾野としてひろがる地方史、縦にふかく最底辺を占める部落史、さらには裏がわにある女性史、そうしたこれまでの研究の上では、無視せられ疎外せられたような方向から、徹底的に歴史を明らかにして行くことに他ならない。部落史は、このような民衆の歴史をその根底から究

明し、最底辺の生活のなかに、ふかく沈没した社会の諸矛盾をほりおこすものである。かくして散所も、古代末期を解明する基本的課題となつてくると思う。

## 二 散所の形成

中世の日記・記録に散見する散所さんじょは、現在もあるいは産所といわれ、あるいは算所と書かれ、その文字から連想されるような起源説をもつて、いわゆる未解放部落として残存しているのであるが、これについてははやく故喜田貞吉博士、柳田国男氏らによつて、先駆的な検討が加えられていたところ、一九三九年（昭和十四年）、森末義彰氏が「散所考」（同氏著「中世の社寺と芸術」所収）を発表されるに及んで、これら先学の研究を綜合して、学界の定説がうち出されたのであつた。森末氏の研究は、散所に関する史料を博搜し、單なる闕説ではなく散所じたいを究明されたものとして、大きな意義をもつものであると思う。氏によると、散所は、本来一定の居所なく、随所に居住せる浮浪生活者をさすが、やがて同類相集つて一箇の団体を形成し、その

身柄を権門、勢家或は社寺に投じて、その所領の中に固着し、社寺或は権門の雑役を勤めることによつて、生活の安定を得るに至るものであると云われている。この研究の當時は、なお部落史研究の意義もみとめられていなかったのであるが、この定説によつて、その起源を所在に散居する浮浪生活者に求めると、その賤民的系譜が明らかにならぬいし、やがて部落として所領の中に固定する事実を説明するのにも、かなり飛躍を生ずるのではないかと考えられる。そこで、この先学の研究をふまえつつ、新しい観点にたつてこの散所の意義を考えてみたいと思う。

さて散所が史上に現われるのは、平安時代中期のことで、一〇一三年（長和二年）正月、白馬節会に櫛の所役を勤める近衛舍人が、左府（藤原道長）の散所隨身であると号して所役を勤めなかつたことが、小右記（長和二・正・四）に見えるのを初見とし、さらに一〇四五年（寛徳二年）五月に撰津国水成瀬郷の刀禰住人らが、年来庄田を耕作していたところ、或は八幡宮（石清水）の寄人と称し、或は殿下（藤原頼通）散所の雑色と号して、地子物を弁済せず、つねに遁

避を致したことが、内閣文庫所蔵の関白家政所下文(平安  
遺文六一九)にも見えている。そしてこの後は中世を通じて、院・摂関家をはじめとする諸家や、大社名刹に隸属してさかんに活動するのである。そこでこの二つの史料についてみると、散所雑色の特徴は、一〇—一世紀の荘園制の成長期から現われることであり、その称号によつて外部からの所役の賦課を拒否できることであり、また地子物(年貢)の弁済を免除されることであり、その身分が神社の寄人に共通することであることが判る。そこで散所の文字であるが、元来荘園の一部において、耕作民の逃亡などにより地子物の運上せられなくなつた田地を散田とよんでいる。しかしてこの散田を生じた場合は、一旦百姓の逃散した後は、近郊の百姓の責任において耕作させ、或は浪人を採用して耕作させるのが一般であるが、一二七六年(建治二年)閏三月、播磨大山寺に於いて領主から住僧に宛てた条々にも「寺在家人逃亡跡ニハ、猶人を可<sub>レ</sub>驅置<sub>二</sub>之処、称<sub>二</sub>無足畠<sub>一</sub>令<sub>二</sub>耕作<sub>一</sub>之由、有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>、甚無<sub>二</sub>其謂<sub>一</sub>、若逃亡跡出来者、速可<sub>レ</sub>驅置<sub>二</sub>人<sub>一</sub>也」(大山寺文書)といつている

散所 その発生と展開(林屋)

ように、そこでも無足畠として地子免除のような印象を与える場合があつたらしい。散所はこのような突発的事故から生れたものではないが、最初から地子物の運上を予定せぬ地域をさすのであらうと思われる。それはその住民の人身支配の必要から地子を免除するに至つたものであるが、具体的には領主側の收取の対象にならないような荒蕪地域であつたり、ある場合には特に割定出来るような地域のなかつたこともあり得たであらう。こうして散所の住民は、地子物免除のかわりに、荘園領主に対して封建的な耕作民ではなく、その身柄のすべてを提供して隸属し、しかして他の領主から圧力をうけることなく、領主のために雑役を勤仕するのであつた。それはあきらかに神社における寄人の位置を占めるのである。荘園領主からみれば、その人頭に課役をかけてそのかわりに、他の領主の支配をしりぞけ、居住地の地子物を免除したのである。それは表面上、大きな特権にみえるところから、実際は奴隸的境遇に身をおとすことであるにもかかわらず、さきの水成瀬郷の場合のように、すてに自立して田<sub>か</sub>増といわれるような庄田の耕作民

五

までも、そこに流入したと称する現象をひきおこしたの  
ある。従つてこの散所はまつたく土地と遊離した存在でも  
あり得なかつたわけで、そのことは散所がつねに地名を冠  
して史料にあらわれることでも、はつきりうかがわれる。

このようにみると、散所は中世のなかに古代をのこし  
た地域であつたのであるが、それにもかかわらず、しだい  
に拡大化の傾向をとり、そのような地域はさらに注意する  
と、意外なほどに多く分布している。その住民は主として  
賤民的系譜をひく人々であり、これに社会的に没落した班  
田農民が加わつて行つたのである。今この散所の対照語を  
史料のなかに求めるとすれば、負所といわれる荘園内の地  
域がこれに当ると思われる。この負所も、負田（あるいは  
負名）という田地の存在が示すように、その地域として特  
別の所役を二重にも負うていたのであつて、その住民はき  
わめて苛酷な搾取下におかれていたのであるが、その性格  
については散所ときわめて対照的なものであると考えられ  
る。しかしその散所の特権的位置は、かならずしも永続す  
るものではなく、やがては種々の名目によつて賦課の対象

となつたのであるから、一貫した特徴とみることは出来な  
いけれども、当初にあつては最大の特徴であつたことはう  
たがない。

これに関連して注意したいのは、特に京都關係の史料の  
なかに、巷所と称する散所類似の地域の存在することであ  
る。これについてはこれまで解明したものがなく、ひざし  
く疑問をいだいて的確な史料を求めていたが、たまたま宣  
胤卿記（永正元・一一・一〇条）に、「古之小路分今為三田畠、  
是巷所也」という記事を見出すことが出来た。これによる  
と巷所とは、旧平安京の条坊間の御路の存したところであ  
つて、その後、都市の規模の変化につれて、道路としての  
意味を失つて空閑地となり、さらに田地又は宅地化したと  
ころをさすのである。平城京にはすでにその痕跡を失つた  
ようであるが、平安京は早く衰亡した右京に於いて、多く  
文献のなかに散在するのである。従つて巷所には、形式的  
に右京職の管下に属するものが多い。そしてこの地域は官  
有の公共地であつたから、明らかに地子免除の土地であり、  
その意味では住民をのぞいた散所というも過言ではない。

こうしたところは、さきの宣胤卿記にも「自本田方多以押領、仍当知行散在地也」と記すように、しだいに四周の本田と称する各荘園のなかにふくみこまれる傾向を示したのである。こうした地子不課の土地を、四周の領主が放置することは、およそ考えられないことだからである。しかしはやく賤民解放の気運のなかで、ささやかに鷹鷲の餌を取つて、ひさぎあるいた餌取のごときは、特別に荘園領主に隷属することがなかつたけれども、拾芥抄によると右京の高倉通がいつしか「餌取小路」の名でよばれたように、明らかに巷所が餌取の集団的な居住地となつていたと思われる。そのような意味で、さらに散所と巷所の接触する一例は、すなわち東寺散所である。

京都の東寺の散所は、すでに森末氏の詳細な研究にもあり、元来、院の散所法師十五人を寺内掃除料として、一三一八年（文保二年）後宇多法皇から東寺に寄進されたものである。このような散所について、その領有権を寄進するといふ場合の現われたことは、さながら荘園を寄進すると同じような意味において、或はすてにあまり実質的で

なくなつた荘園よりも有利なものとして考えられていたことと思われるが、そのことは後にもふれることとしてその散所法師の居住地は、当初東寺領の巷所に他ならなかつた。すなわち巷所を押領した東寺が、これを地域的に散所として利用したものにほかならない。これはまことに興味ある一例であると思う。しかしこうした巷所も東寺領となり、散所法師が住みつくようになると、さきへのべたようにこれを放置することなく検注をおこない、巷所分という地子を納めさせるようになった。東寺には一三七〇年（応安三年）三月の東寺領巷所檢注取帳がのこされているから、南北朝のころからそれは具体的な問題となつたものであろう。それをはじめは、散所は御免といふことであつたが、散所の拡大につれてその散所の特権は、ついに認められぬこととなつてしまつたのである。

さきに言及した餌取は、近世的賤民の呼称であるエタの語源と云われるものであるが、当時は微少なながらも商人として活動の余地があり、ついに特定領主に隷属することがなかつた。こうした荘園領主に隷属しなかつた人々、隷属

し得なかつた人々は、その数も多いが、これらは散所と一応區別する必要がある。その多くは、河原のような社会の片隅におしつめられて生活し、あるいは巷所を見出して定着するはななかつたのである。これをふつう河原者とよんでいる。彼らは身分的に卑賤視されながら、芸能や造園に特殊の技芸を發揮して、ほそいながらも自立したのであつた。河原者についての詳論は、別の機会にゆずるとして、それは散所民とならんで、古代的賤民の二つの行方であつたことを記憶する必要がある。散所人と河原者は、荘園領主との關係において、対照的であると同時に、その生活においてには相通するものがあつたのである。

### 三 散所の形態

この散所は、その分布及び性質からみて、大たい三つの類型にわかれる。いまこの一々に即して散所を具体的に考へてみたい。

その第一は、荘園領主の直下に位置して、諸種の雜役を勤仕するもので、主なる領主の居住地である京都・奈良と

いう都市の周辺に發生したものである。さきの東寺散所のごときも、その一つであるが、石清水八幡宮にも散所があつて、法会の所役をつとめ、北野社にも西京散所があつて、池液や清掃の雜役にしがつた。ここでは祇園社の場合をあげてみたい。祇園社にも一二五〇年（建長二年）五月、今小路散所の熊石法師なるものが人勾引の咎により住宅を檢封されており（八坂神社文書一二七四、氏名未詳注進狀案）、社辺に散所を有したことはあきらかだが、最も散所的な存在は犬神人である。これは一〇七〇年（延久二年）後三条天皇の荘園整理にあたり、特に四条以南、五条以北の河原田島を社家の管領にうつされると共に、この地域を社恩として非人に宛てることとなつたもので、彼らは犬神人と号して祭祀以下の諸神事に従ふこととなつたという（一三三三感神院所司等申狀案）。一三四四年（康永三年）には、その後、に創建をみた建仁寺が五条以北の河原田島を俄かに寺領と号して掠申し、武家は社家に尋下さるることもなくこれを寺家に打渡さるるという事件もおこつた。要するにさきののべたように、この地域はたまたま河原であつたが、内

容としては散所的所領で、そこに定着した犬神人は、非人というよりは律令的賤民であり、おりから古代国家の官營工房から解放されて祇園社に流入したものと察せられる。その区域にちかく弓矢町の地名をのこしているように、これらの犬神人は、おそらく旧造兵司に隸属した雑工戸らであつて、ひきつづき弓削、矢作などの武具の生産にしたがい、祇園社感神院を通じて本寺である山門に提供したものと考えられる。古代末期とくに院政期の政治的課題である三千大衆という山法師の武装蜂起も(拙稿「院政々権の歴史的評價」歴史学研究一四九)、その武力の供給地は、実に此処にあつたものであらう。そのことは、山門蜂起に當つて祇園社が山門の前線基地ともなり戦略拠点ともなつて、ついに日吉神興の入洛のときは、祇園別当に仰せて祇園社に渡すのが恒例となつたことや、この後山門が無碍光宗(一向宗)や法華宗などの他宗を排撃するときも、犬神人を駆催して退治に當らせたことで、その両者の關係がよくうかがわれる。このように祇園社に隸属することとなつた犬神人は、弓矢・沓の製造とともに余剩生産物の弓弦の行商をおこな

い、神社境内の清掃という夫役を負担した。この弓弦の行商ということから、犬神人はふつうツルメソとよばれるようになつたが、特に境内の清掃の夫役を負うものは、さらに祇園会に際して、神幸路の清掃と警衛、神興かつぎという臨時夫役をも伴い、かの祇園会の盛觀の蔭に、見落してはならない労働力となつてゐる。これとともに注意されるのは、清掃の夫役が神社境内から神幸路へと拡大し、ついに市中の清掃権にまで拡大して特権化した事実である。そしてこの清掃権は特に死体の処分権をふくむものであつた。それは一二八九年(正応二年)四月に祇園社の林中に小童の死体を発見し、これを犬神人に処分させたことがあるので(祇園報行日記康永二・二・七)、おそらくこの前後から社会の慣習が、一般の特権化したものと考えられるが、このように犬神人が新しく活動範圍を拡大すると、市中に於ける送葬は、一切犬神人の指示を得なければならず、自由に処分した場合には、嚴重な抗議を覚悟せねばならなくなつた。彼らもこの特権を利用して死者の衣服を剝取り副葬品を奪取る行為に出でるから、もしこれを免れようとすれば、

相当の金品を提出せねばならない。やがてこの特権が送葬から墓地の管理にまで及んでは、死者の法要ごとに犬神人に供養せねばならぬという現象を呈したのである。このような特権は、やがて蓄財の原因ともなり、京都には犬神人の出自という伝えをもつた、新しい富豪も出現するようになったくらいである。

この犬神人のごときは、きわめて特別な例証にちがいないが、一般に神社には、ふつう神人あるいは寄人とよばれる人々が隷属していた。これを犬神人や散所民と対比して考えると、神人の方が身分的に向上していたが、所詮は人身的に隷属した点において共通するものである。同じく祇園社についてみれば、当社開発神人と称するものに大宮駕輿丁があつて、神輿かつぎの所役をつとめていた。一四五九年（長祿三年）六月、祭礼の神輿のことで犬神人と喧嘩を生じ、之を駕輿丁から幕府の奉行に訴えたので、奉行飯尾之種から社家をして双方を宥めさせたことがあつた（八坂神社文書二四六、室町幕府奉行奉書案）。これは犬神人と駕輿丁との所役が衝突したのだが、この大宮駕輿丁はその成立

については確証がないが、摂津今宮神人でもあり、御厨子所供御人ともなつて、はやくより蛤を主とする魚貝売買にも活動していたのである（八坂神社文書一七九、大宮駕輿丁等申状案）。彼らはこの場合、散所を名のらないが、第三の形態としてもふれるように、実質的にはそれと同様の社会的位置にあつたものと考えなくてはなるまい。そのように考えると、四府駕輿丁の座衆といわれるものも、その名を示すように、禁中御輿宿の番をなし行幸の風箏をかつぐのが雑色としての義務であるが、それは同時に米・絹・呉服・古鉄など九種の商品について専売権を併有し、その他にも一八種にわたる職業について課役免除をうけ、それが特に生活必需品であつただけに、座衆は多大の恩恵を蒙つたのである。このような中世商業者の風姿を注意すると、いわゆる商業の「座」についても、賤民的系譜をひく人々の生活組織として形成されてきたと考えられる点が多い。いうまでもなくこのような商業的特権が当初から存在したのではないが、京都・奈良のごとき都市の散所民衆は、商業者として発展して行く傾向を、多分にもつていたので

あろう。諸社の神人と散所との間も、北野社の西京七保神人のなかに、西京散所があり、祇園社の諸座神人のなかに今少路散所や犬神人があるという現象は、かくして賤民的系譜をひく人々の階層分化にはかならないと思われる。たまたま鶴興丁の問題は、この商業的發展により分化していく階層をなお統一的に示してくれているのであろう。そのほか洛北の八瀬童子が同じく鶴興丁の任務を負うと共に、みずから鬼の子孫を誇称するという、はなはだ散所的な聚落をなしていることにもふれたいが、これは別稿にも記したのでそれにゆずることとする（拙稿「山椒大夫の原像」文學一九五四年二月）。

その第二は、莊園領主によつてその年貢輸送路に設けられ、物資の運搬、管理などの雑役をつとめるもので、大たい水陸交通の要衝におかれた。これも莊園領主の所在地である京都、奈良を中心として集中し、交通路線に同心円的な距離をもつて存在する傾向がある。たとえば、東へは山科、大津、坂本など、西へは淀、山崎、水無瀬、長洲、垂水というぐあいである。従つてこれらの散所は、公卿たち

の社寺参詣などの時も、大いにその機能を發揮し、一〇四八年（永承三年）藤原頼通が高野参詣の時、淀、山崎の刀禰、散所が共に板屋形船を造つたことが見え（高野御参詣記）、一一五八年（保元三年）藤原忠通の家司であつた平信範が、石清水八幡宮に参詣したときも、淀において「殿散所人臈舟」と日記に記している（兵衛記）。水路ばかりでなく陸路でも、山科、大津のごときは、摂関家の重要な散所であつて、交通労務にたずさわる馬借、車借のごときが、これを母胎として發展したのである。このような類型の散所は、時には「宿」（一般に「夙」とも書かれる）といわれる非人法師の集団地域と相通ずる場合が多く、一つの宿はさらにそれが中心になつて山間に至るまで分枝をのびしているのが、最も組織的な統制をもつていた。たとえば永島福太郎氏の指摘によると、一二四〇—四三年（仁治元—三年）のころ、奈良坂の非人が清水坂へ打入り放火するといふ事件がおこつた時、清水坂の長吏法師と共に、丹波国金木宿、河尻小浜宿、薦井宿等々の法師原が、淀津に於いてたかつたが、これらの宿々は長吏の下に統卒され、真

立宿は清水坂の末宿、伊賀国杵木屋宿は北山宿の末宿、山城国菱田宿は奈良坂の末宿、紀伊国山口宿は清水坂の末宿という風な、本末關係をもつていっているといふぐあいであつた（春日神社文書第二、七二六陣狀案断簡）。

第三には、莊園内にあつて狩獵、漁撈などにたずさわり、供御などの所役にしたがうものであつて、やがては商人化して公事役のような經濟的負担を負うに至るのである。たとえば、摂津国長州（藩）庄は、古くは隣接する猪名庄の一部であつて、七五六年（天平勝宝八年）に聖武天皇の勅施入によつて東大寺領となつたが、当時は神崎川乃至為奈川の川口西岸の海邊で長州浜と稱していた。東大寺はその地利を寺用に宛て、庄内の在家住人をもつて寺の所役を勤めさせたが、その在家住人の増加に伴つて、九五六年（天曆十年）ごろまでの間に猪名本庄から長州庄として形式的に獨立したのである。ところがその後、関白藤原教通の時に、その庄民らは本寺に知らしめずに関白家の散所として身を寄せた。この長州散所は、構成人員は三十八人から成つていたが、やがて教通の女皇太后宮御子が伝領した。こ

の場合もこの所領は、散所の性質として土地についての領知でなく人身のみの支配であり、東大寺としてはその所領の闕怠がなかつたので依然としてその経緯を問題とせず、領有をつづけていた。このように長州庄民が東大寺と摂関家との二重負担を敢てしながら、摂関家の散所民となつたのは、もとより理由があることであつて、東大寺領であるかぎりには殺生禁断などの寺法にさえぎられて、いつまでも認められ難い漁撈に関する特權を、新しい領主に於いて獲得しようとするに他ならなかつたのである。こうしてこの土地が散所から転じて御厨みくちとよばれるようになった時期は、皇太后宮職に属しその職領となつた時とみる見方が出てくるのである。御厨はいうまでもなく神宮や宮廷の供御を備進する土地である。

しかるに皇太后宮の死後、その小野御所が仏寺となつて常寿院を号したので、この御厨もひきつづき常寿院領となり、恒例の雑事を懈怠しなかつたが、この時に當つて、賀茂御祖社の社司鴨県主惟季が、同社の御膳奉仕に魚貝類を需める便宜のためと稱して、一〇八四年（応徳元年）八月、

これまた東大寺にふれずして、長渚（州）御厨一処寄人三

十八人と、常寿院附近の山城国宇治郡栗栖郷の鴨社領七町八段二百九十歩と永く相博（交換）してしまつた。ここに於いて長渚御厨は鴨社領となり、浪人の來住するものもしだいに増加して、在家もその數、千家に及ぶに至つた。彼等は鴨社の供祭人として、西国においては彼らの檜棹を通過地はことごとく神領であるとして、漁撈の上での大きな独占権を掌握したのであつた。これに対して東大寺の寺家としては、この土地を御厨と号するのは、社司が偏に号するものであるという見方であつたから、社司惟季がその敷地に四至勝示をうち神領となすに及んで、果然衝突を來したのである。いうまでもなく鴨社は人身支配にすぎなかつた筈の領知権を、土地にまで及ぼそうとしたのであつて、この衝突は当然といふべきものであろう。そしてその間に常寿院の行つた相博についても問題は波及して、複雑な相論を展開することになつた。しかし長州住民が、その生活権のために身を寄せた鴨社との關係は、ついに變更されることがなかつたのである（西岡虎之助氏「莊園制に於ける倉庫

の經營と港灣の發達との關係」莊園史の研究）。

この一つの例証でも知られるように、この種の散所民は、その庄内に於いて狩獵・漁撈の收獲によつて御厨子所の供御人となり、やがて魚貝売買の輩となる可能性がきわめて多い。長渚庄で問題になつたように、住民のみならず土地の支配に及ぶ場合に、それは御厨として莊園化するのであつた。そこでこのような散所が御厨に転化した時期が、この散所の皇太宮職領となつた時か、それともそれは賀茂社司の偏に号するもので、ほんとうは賀茂社領になつた以後かということが、一つの論点になるのである。若し職領長渚御厨ということが正しければ、賀茂社の主張は一応合理化されることとなる。もつとも一〇九〇年（寛治四年）三月の鴨御祖社申状案によるとこの長州御厨の場合は、有るというほどの田畠なく、貢物の便ばかりであつて、賀茂社はむしろ近江堅田御厨に着目していたらしい（平安遺文二一八七）。この人身支配から土地支配への發展は長渚の場合のように土地の根本領主たる東大寺が存在する場合には、このような大きな相論になりうるが、さもなくて一般的な散

所のように、その土地に別の支配者が不在の場合には、たやすく土地、人民の知行となりうる。そのことは、散所の特殊形態としての河原や巷所を考慮すれば、容易に理解せられると思う。このようにみるとき御厨と称せられるものうち、特に山野河海の收穫に重点をおくものは、元來散所の領有であつたものの發展形態であると考えられる。私はこのような観点から、大たい莊園、散所などと發生の時期をひとしくする御厨についての、全般的な検討を一つの課題として提起したいと思う。

ここで注意したいのは、この長渚の本庄であつた猪名庄の古絵図に、田地四五町八反とともに、宮宅地八反二〇歩があることで、最近の歴史地理的研究によると、この当地の聚落とみられる宮宅地は、聖武天皇勅施入前のミヤケであり、附近に田部が住んでいたという推定のもとに、旧ミヤケと推定される地域、墾田地域、荒蕪地域について地割の検討がなされている（渡辺久雄氏「撰津国猪名庄古絵図に就いて」人文研究五ノ二）。この推定ははなはだ卓見であると思う。この研究によると長州庄は、猪名庄の浜地が獨立し、

南北に切断されたというよりは、猪名庄の本田のなかに包含された地域であつたと考えられるから、長州庄も亦このミヤケと無関係ではなかつたらしい。ここにわれわれは元來ミヤケが人身土地の全体的把握であつたが、これを繼承した莊園がどちらか云えば土地支配に重点をおいた結果、人身支配を目的とする散所の并存となり、やがて中世的莊園の發展につれて御厨に転化して行くという、屯倉から散所を媒介として御厨にいたる一連の系譜を考えることが出来るかと思われる。

#### 四 散所民の生活

これらの散所は、その存在形態の差異にともなつて、その生活も雑多であつたと考えられる。しかしそれとともにこの諸形態じたいが複合して現われることも多く、散所民としての共通性は、決して無視することが出来ないであろう。

散所には、領主の権力を代表して、その民衆を統轄する組織が、当然に考えられねばならない。東寺散所は、さき

にもふれたように後宇多法皇が寺家に寄附したもので、元は院の散所であつたと考えられるが、その当初の散所法師は拾五人で、散所長者龜菊法師のもとに統卒せられていたという。その支配はきわめて強力なものであつたに相違ないが、それにもかかわらず、あるいはそれゆゑに、部下の散所法師が他の権門勢家の威をつつて、反抗する場合があつたやうで、一三二七年（嘉暦二年）三月には、長者龜菊法師から部下の万劫法師、十念法師已下の輩が命に従わぬことを訴えたので、綸旨や御教書をもつてこれを制止せしめてゐる（森末氏前掲書）。このような支配形態は、他の多くの散所に共通するものと考えられ、一二五三年（建長五年）の近衛家所領目録に散所として

山科 行時 淀

左方 能武  
右方 武茂

同国 政所 摂津国 山崎 政所

同国 草刈 政所

というのも、山科の長者が行時であり、淀は左方が能武、

散所 その発生と展開（林屋）

右方が武茂の支配するところであり、其他は政所の直務であつたことを物語るのであろう。この散所長者は、これら隸属民のなかから現われる場合もあるが、却つて領主側の監察機関と化し、そのために散所民は、二重にも隸属を余儀なくされたのである。私は古くから説経節としてつたえられ、森鷗外によつて小説化された、かの「山椒太夫」の名でよばれる民話の主人公も、おそらくは由良湊のような交通の要衝におかれた散所の大夫であり長者ではなかつたかと推測してゐる（前掲拙稿「山椒大夫の原像」）。そうすれば、鷗外の小説ではその近代の解釈のためにあいまいな結末に終つてしまつたが、説経節に語られた長者の残忍とさえ考えられる処刑の描写は、民衆のそれだけによい解放への意欲を示すものと考えられる。当時の散所の民衆が、長者の没落という形で解放を夢みたとすれば、その権力的支配の内容も推察にかたくないであろう。

この散所長者に類するものは、さきにもふれた宿の長吏であつて、これらはいずれも本宿の女婚といふべきものが末宿の長吏をつとめて、その連繫をかたくしていたから、

散所長者についても同様のことが云えると思う。こうした組織は散所の内部についてはかりでなく、河原者とも深い連繋をもつた。御厨供御人の商人化は、さきにものちにもふれるとおりであるが、原田伴彦氏の指摘によると、嵯峨御厨子所の供御人は、猪肉など山野の獵物を供進しつつ商売をいとなんだらしい。そして年代はくだるが、一五六六年(永祿九年)十一月、この供御人の福阿弥が、その権利を放棄し、あらためて供御人を野口の河原者に申付けて、猪皮の公事錢を近衛家に進めしめようとしている。そしてこの背後には小川のうつほ屋という鞆皮屋が介在もしているらしい(言繼卿記)。こうしてみると、この種の供御人のごときは、はやくからその皮革の処理という点で、河原者とふかい關係にあつたことが云えるのであり、その他にも広汎な組織的連繋が予想されると思う。かくの如く、散所民はそれをめぐる組織のなかにおいて、それぞれの所役にしたがうのであつたが、しかし彼らは奴隸的境遇にあるとはいへ、一般の封建農民のごとき土地への緊縛がなく、特に交通の要衝での生活をおくる者や、二重三重に寄人とし

ての隷屬を行う者は、かえつてその社会的視野もひろく、その枠内でのかなり自由な生活がみられるようになった。次に初期における散所の実態を、示してみよう。

一〇七二年(延久四年)九月の太政官牒によると、記録莊園券契所によつて停止された、石清水八幡宮領の山城国乙訓郡川原埜地は、淀津の在家をもつて公事を勤めるのであつたが、もと淀津住人と等益宗男真文の施入せるところで、その住人には四府供御所の狩取、宮寺の神人、諸家散所の雑色が雑居して、寄人の具体的な把握も出来なかつたらしい(平安遺文一〇八四)。この諸家散所というなかに、摂関家散所も存在したのであろう。ここには御厨供御人とまで發展していない供御人や、八幡宮寺の神人など、散所民の系譜のなかに入るような人々が、混在していたことがいえる。そしてその施入者と等真文は、その旧支配者であつたのであろう。そうすればこれこそ河原という地理的條件も加つて、まことに中世の部落生活であると思われる。そうした散所の雑色は、本業の雑役のほかに八幡宮寺の寄人として狩取などにもたずさわり、摂関家の供御所ともな

つたのであつて、長渚住民の西国一帯にわたる出獵には及ばないが、淀川河尻の海辺までも川狩をして、大江御厨の供御人と紛擾をひき起すという場合もあつた(西岡氏前掲書)。これと同時に、こうした散所の所在地は、淀にせよ山崎にせよ、さらに長渚にちかい江口にせよ神崎にせよ、水駅にはあそび(遊び)があり、それとともに海道筋にはくぐつ(傀儡師)がいた。夫が狩獵を業とするとき、これらの妻は今様をうたい、旅人をなぐさめたのである。

一般に散所民が多く遊芸の徒でもあつたことは、森末氏の研究にもふれられたとおりである。鎌倉時代のころから、各地の散所法師が千秋万歳といつて、正月に仙人の装束をなし小松を捧げて各家庭をまわり、さまざまな祝言を言いつづけて施物にあずかることを行つた。これは半職業的な遊芸の徒によつて行われたもので、中世には吉兆の一つとしてさかに行われたものである。一四六一年(寛正二年)に北野社の西京散所が、北野の経堂前に飯屋をたて、操を興行し、足利義政もこれを見物したというが、これもこれらの散所の人々が、莊園領主の没落につれて直接の隸属開

係にもぶくなり、自らの遊芸をもつてその生活手段とすることになつたことを示すものである。その他室町時代の京都には、北畠、柳原散所が、あるいは千秋万歳にあるいは曲舞に活動している。この柳原散所は、現在も未解放地区としてのこざれているところで、容易には起源をさぐり得ないが、大たい東寺散所の發展して川端散所と呼ばれたものや、撰閨家散所の法性寺に寄進されたものが、外部からも流入してしだいに拡大したものと考えられる。最近、新史料の紹介もあつて、この地域の近世に於ける推移は、かなり明確になつてきた(野田只夫氏「柳原町史」部落三六―四二)。

それはそれとして、このような散所の芸能は、ただちに声聞師の活動を連想せしめるもので、北畠散所のごときは北畠声聞師の名でもよばれている。彼らは能、狂言よりも、さらに低俗な民衆の娯楽にしたがつた。一四五〇年(宝徳二年)二月、唱門師(声聞師)小犬というのが、六道珍皇寺で勸進猿樂を興行しようとした処、幕府はこれをもつて観世、今春その他の猿樂の洛中勸進に支障を来すという

ので、遂に追放せしめたということがある。この声聞師は、各地方に存在するが、特に大和興福寺領下の五ヶ所、十座という散所的聚落の声聞師らは、唱聞道を中心に一種の座を組織した（森末義彰氏「中世における声聞師の研究」日本宗教史研究所収）。この内容は、陰陽師、金口、曆星宮、久世舞、盆・彼岸経、毘沙門経等の芸能や、七道の芸能であるという。七道とは猿楽・アルキ白拍子・アルキ御子（巫女）・金タタキ・鉢タタキ・アルキ横行・猿飼をさす。これらの芸能の内容は、卜占、誑経、猿楽などの低俗なもので、そのうちには売色をも含んだと考えられるものもあるが、一般民衆のための慰安としては、大きな意義をもち得たと思われる。この声聞師は、一般に散所と同一視されており、両者が一致する場合も多いと思われるが、元来散所はいまも述べたように、荘園領主に対する隷属形態の一つであるが、声聞師はひろく賤民的系譜をひく人々の職業の一つであつて、両者は完全に一致するわけではない。この声聞師自体の主流は、古代賤民制の解体にともない、律令制における中務省陰陽寮に属する下層の陰陽師らが離職して、卜

占を業とするに至つたものである。そしてその上に他の多くの社会的没落者をふくみこんで、おのずから集団的結合をなし、一つの地域に定着する場合には、まつたく散所と同一視されるに至つたものであろう。もちろん散所の部落のなかからも声聞師となるものが多く、互いに影響しあつてその範囲を拡大したものと考えられる。

## 五 公家経済の基盤

さて散所民の生活をのべて、おもむくところ芸能にわたつたが、この方面への顕著な発展は、いま挙げた史料の範囲でも、むしろ室町時代においてみられるのであつて、散所民のもつ歴史的意義はやはり古代末期において評価せねばならない。

王朝貴族の経済的基盤が、荘園制にあるとは、いうまでもないことで、古代末期には荘園に對立する公領も亦、知行国制の展開によつて、完全に荘園化されてしまつた。しかもやがて武士階級の進出にもなつて、その荘園も漸次蚕食されることとなり、特に鎌倉政権の成立後は地頭権の

伸長によつて、貴族の所領はまつたく有名無実にちかいまでの圧迫をうけてきた。このことは地頭設置のそのときに、すでに有識者には予知されたところで、「非<sub>レ</sub>醫兵糧之<sub>レ</sub>催、惣以<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知行田地云々、凡<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>言語之所<sub>レ</sub>及」(玉葉文治元・二・二八条)といい、「庄公之<sub>レ</sub>運上不通、人命殆不可<sub>レ</sub>待<sub>レ</sub>元正云々、非<sub>レ</sub>言語之所<sub>レ</sub>及」(同一二・八条)というように、それはたちまち公家の生死にかかわるような、経済的破綻をもたらすものであつた。特に荘園における地頭請が發展するにつれて、年貢所当は「儲<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>地頭沙汰、可<sub>レ</sub>弁<sub>レ</sub>濟<sub>レ</sub>」ということでありながら、高野山蓮華乘院領の南部庄では、一三〇一年(正安三年)―一〇六年(徳治元年)の六ヶ年間の年貢未進は計五一五石五升四合に上り、二六年(嘉暦元年)には一三九六石一斗二升七合にも達したという(高野山文書二九二―三〇二)。この場合は關東の沙汰として和与の成立をみたのだが、地頭による年貢抑留は、ついには、下地中分その他の公家側の犠牲において解決されることとなつて、荘園はしだいにその実質的意味を失いつつあつた。

こうした公家経済の危機にさらされながら、公家側がい

かにしてこれをのりこえ、ともかくも承久の変をくわだて、やがては南北朝内乱をたたかいぬき得たのであろうか。皇家中興の精神だけの説明では、もはや納得できるものではないが、たとえ武家側内部に矛盾をもち対立があつて、これを公家側が利用したとしても、まつたく公家側にその拠点とするところがなかつたとすれば、あまりにも自主性に欠けていると考へる。私はその点について古代的な公家勢力は、その最後の経済的基礎を、やはり古代的な経済体である散所的所領にもとめたのではなかつたかと思う。この散所的所領は、いかに武家勢力が發展した場合にも、公家側をはなれることがなかつたものであり、これを確實に把握するかぎりには、全国の交通上の要衝をおさえて集中的に統轄し組織することが出来るものであつたのである。この点について一、二の例をあげながら説明してみたい。

播磨国大部荘は、かの東大寺復興の勸進上人俊業房重源にゆかりふかい東大寺領として知られ、いわゆる天竺様の造構として著名な浄土寺を荘務の中心として發展したところである。この荘園の歴史については、はやく中村直勝博

士の詳細な研究が、同博士著「莊園の研究」のうちに収められてゐるが、そのなかの一つのやまは、一二九四年（永仁二年）における本莊の前雜掌垂水繁昌の狼藉で、いわゆる悪党の活動であろう。この繁昌は当莊より東大寺に貢進すべき大仏並に八幡宮の供料等を難済したので、この年十月廿八日寺家は使者をつかわしてこれを改易することとしたのだが、繁昌はこれをきいて翌廿九日の寅刻、数百人の悪党を引率して当莊に乱入、何れも鎧、甲冑に身を堅め弓箭を帯び、楯鉾を携え、且つ数千の駄夫を相従え、莊内の牛馬はすべてこれを奪取し、納所の年貢はことごとく運び去り、莊官・百姓の家内にも乱入して、狼藉のかざりをつくしたのである。この悪行は、さらに十一月三日にくりかえされて、莊内に一塵をのこさず、山野尽く空耗に帰したという。このために百姓は極度に困窮し、三たびにわたつて愁状をささげて之を訴えたが、容易に効果をあげ得なかつた。それとともに、翌年正月の二度目の愁状のなかには、寺家から下向した使者の神人宮人も、さては入厨料、さては京上夫伝馬料、さては草手と称して米錢を賈取つて、土

民の歎きであることとをのべると共に、これらの下向の使者も繁昌の前では、恰も雉の鷹に逢えるごとく一言の仔細もなく、かえつて追従の詞をなすという為躰であつたことを記してゐる。これらの愁訴は、やがて朝廷から六波羅探題にうつり、六波羅は久留美莊地頭に命じて、繁昌の参洛をもとめたが、もとよりこれに応ずる氣配なく、さらに六ヶ郷地頭代らも語つて、大部庄への狼藉をくりかえすので、この地頭代について取調べたが、繁昌は未見の仁であるといつて、これまた叙用することがなかつたという。

この事件は、だいたいこのような推移であるが、ここで問題になるのは、垂水繁昌という人物である。私はまずこの繁昌を、その名字よりみて撰津垂水に根拠をもつていたものとみるが、おそらく誰も異論があるまい。播磨の大部庄は、垂水から距離もさわめて接近し、直ちに乱入しうる行程にあるばかりでなく、繁昌は大部庄改易後、同国志染莊（志深、旧縮見屯倉址）の雜掌となつたが、この地は、垂水からますますちかい。次にその身分は、武装してはいらぬが、六波羅も処断できなかつたように、その権力下にあ

る武士ではなく、一応未見の仁といつても通るほど、人に知られたまつとうな人物でなかつたことも確實である。しかし数千の駄夫を動員できる能力をもち合わせるし、社寺の神人宮人にも、大きな権威をふるいうるとすれば、よほど特殊な勢力をもつた蔭の人物であるらしい。

そこで摂津の垂水であるがここにはその交通上の位置からみても、森末氏を挙げられているように、摂関家の根本の散所があり、執政所抄に垂水東西の散所が見えるという。その垂水繁昌は、おそらくはこの散所の支配者であつて、近隣諸荘の雑掌を兼ねたのではあるまいか。そうした出自なればこそ、駄夫の数千もたやすく動員することが出来たのであるし、社寺の神人宮人にも何らはばかることがなく、荘内の百姓に対して比類稀な悪行をも行ひ得たのであろう。その残虐さには、かの「山椒太夫」の由良長者の面影が映し出されているように思う。しかし荘園領主が、このような人物を特にえらんで雑掌にすえ、大部荘から志染荘という風に重用したのは、もとより理由があることであつた。それは、さきにもふれたように、諸国の荘園が次々に武家

の手ににぎられて行くときに、領主としてわずかにうつつ手は、年貢輸送路にあたる散所長者を雑掌として、その組織的な力で年貢所当をひき出し、あるいは地頭の非法を排除することであつた。この大部荘でも、それまでにずいぶん地頭の不法になやまされていたのである。このような地頭に対してこそ、このような雑掌が寺家によつておかれたとも云えるであらう。

当時の荘園領主は——ここでは東大寺だが公家について云えると思う——その経済的危機に當つて、このような方法を案出して對抗しようとした。この大部荘の場合は、すでに鎌倉も末期になつていて、雑掌じしんが一荘を蹂躪するような始末に終つたけれども、初期に當つては何らかの効果が見えたのではあるまいか。これは公家側としては、かなり積極的な荘園対策であつたとも云える。一般には、むしろ散所的所領をまもつて行くということに、重点がおかれたと思われる。かの承久の變の一つの動機として、後鳥羽上皇が摂津国長江・倉橋両庄の地頭職の停廢を二箇度にわたつて宣旨をもつて命ぜられたが、北条義時がついに

これを承諾しなかつたということが云われている（吾妻鏡承久三・五・一九条）。そのことは両庄の地頭停廢が舞女亀菊の申状によつたということとともに、なかなか意味深いものがあるように思われる。この撰津長江・倉（椋）橋の両庄は、いずれも港津をもつた交通の要衝にあたり、特に椋橋庄からは、一〇四八年（永承三年）關白頼通の高野參詣の時に、大江御厨などと共にそれぞれ三〇人の莊夫を乗船一艘の水手として差出すというような負担を負つてゐる（この時大江御厨は下司たちを引率して、手ごとと燭をとつて近辺に寄りそつて路の指南をしたという）。また椋橋庄と長州の本庄たる猪名庄とは地理的に隣接していた關係から、椋橋の庄民は長渚御厨の供祭人たちと共に、猪名庄を請作したともいう（西岡氏前掲書）。こうした点からみても、それは御厨などと同様の、重要な散所的所領であつたと考えられる。朝廷としてこの莊園を確保することは、散所民とゆかりふかい舞女亀菊の申状というばかりでなく、この際にはきわめて重要であつたのであろう。

さて古代國家の末期において散所的な所領が重視される

ということば、しかしながら、單にその構造的特徴、すなわち奴隸制の遺産ということだけにあらざるのではない。実はこれらの散所的住民が、しだいに商人化して行つたからに他ならない。一般に商人のはやい現われとして、漁人たちがその收穫を商品として、各地にもちはこんだことは、すでに先学も指摘したとおりで、その場合に御厨の供御人のごときはいち早く商人化したものである（豊田武氏著「日本商人史」等）。撰津長渚御厨の供祭人のごときは、さきにも述べたように明白な散所的住民であるが、賀茂社に神饌として供進するとともに、諸國を往反して魚貝類を売りあるき、一〇九二年（寛治六年）のころこの神民らは京畿に満ちて<sup>賑</sup>賑もすれば濫吹をくわだて、私宅に不善の輩を招集して、雙六の博奕に打興するという有様であつた（平安遺文一一一一）。博奕は富へのつよい關心によつて流行する。このような御厨供御人の商人化は、特に朝廷關係の御厨を支配する御厨子所としては、すくなくともその公事錢の上納のないかぎり、供御の未進を来しやすく、かならずしも欲迎すべきことではなかつたと思われる。この御厨子所と供

御人との關係については、さいきん赤松俊秀氏の新史料による研究があり、一一九二年(建久三年)に御厨子所が六角町魚商人を供御人に指定して、その上分の收納をはかつた事實と、その後近江粟津御厨供御人がこの六角町に進出した事情を明らかにされたが(同氏一書について「史林三七ノ一」、まさしくさきにのべたごとく公家経済の危機に當つての、

一つの積極的な打開策であつた。粟津供御人はいわずもがな、当初の六角町の魚商人もまた、その出自は散所的民衆であつたに相違ない。近江菅浦の供御人は、その成立事情が塚相論などと關係していて、やや一般的とはいえないが、一三九七年(応永四年)四月ごろこれとの間に漁獵權に關する紛争をおこした、堅田浦人も湖上における大きな特權をもつていた(拙稿「近江須賀神社とその村落」中世文化の基調所収)。それはさきにもふれたように院政期以来の鴨御祖社が堅田御厨として重用したものであり、長渚同様の供祭人として商業的にも活動したのである。お伽草子「猿源氏草子」にも、この近江堅田浦の鮎売が伊勢阿漕ヶ浦の鯛売とともに京都に登場してくる。一四八九年(長享三年)八

月のころ、京に九条散所座があり、座中の者が公宴のことについて三条西実隆をたずねて、一荷并に鯉魚を獻じたが(実隆公記)、森末氏の指摘するようにこれを東寺散所の分派としても(前掲書)、その内容は商業的活動にあつたことはうたがひなからう。公家はこれらを確實に把握することによつて、新しい経済的地盤とするに至つたのである。

この事實はもつとも古代的な経済体の内容を、ただちに新しい商業的發展に組かえるようなものであり、鎌倉幕府の抛つてたつ米穀経済を一步とびこしてこれまでおくれたいた公家社会を貨幣経済の潮流のなかにひき入れることもあつた。さらに言えば、かねてから交通の要衝に経済的意味をもつておかれた、関所のごときも、散所とふかい關係にあつたと考えられる。これらにはまた別の機会にふれることとしよう。はやくから中村直勝博士がとなえられ、ひろく一般化している蒙古襲来をさかいとする、米穀経済から貨幣経済への転化という命題も、具体的にはまず鎌倉時代における武家と公家とのそれぞれの経済的地盤として対照的にあらわれたものと考えられる。その場合の貨幣経

済も、農村に於ける商業的農業の発展からくるのではなく、こうした供御人や座商人による交易取引からくるものなのだが、それにしてもこれは大きな飛躍的な進歩であつた。

## 六 内乱とその後

かくしておとずれた南北朝内乱は、当初にあつては公家側に有利に展開した。

河内の土豪とのみつたえられる楠木正成の確実な出自は、これも中村博士によつて、吾妻鏡に見える一史料とかの播磨国大部荘の史料があげられている。すなわち一二九五年（永仁三年）正月の大部荘百姓解状案に、「近年雑堂讃岐公・楠河内入道・宗田房等知行之刻、致種々非法、及強沙汰之間、御領衰弊之処仁、繁昌（垂水繁昌）又雑掌得替」と見えることから（筒井英俊氏所蔵東大寺文書）、この荘の前雑堂楠河内入道はその名より推して河内の住人なるべく、年代の關係より見て正成の父に非るか、父に非るまでもその一族たるべきであらうとされたものである（前掲「莊園の研究」）。してみると楠氏も亦、播磨と奈良を結ぶ交通路線

にあつて、垂水繁昌と同様の系譜に属するのではなかつたかと思われてくる。ことに吾妻鏡の示すところでは、さかのぼつて一一九〇年（建久元年）東大寺落慶供養にのぞむ頼朝の行粧の——それは前駆六〇番を畠山重忠が、後駆四二番を梶原景時が指揮するものであつたが——前駆四二番に忍三郎、忍五郎とならんで楠木四郎の名が見えるのである（吾妻鏡建久元・一一七条）。この楠木という名の史上に現われるはじめに當つて、楠木四郎と組合つた忍という姓は、博士も指摘されているように、いざという場合間諜の役目をもつて、敵陣の動靜をさぐり、敵方の秘密をかぎ出す職能のものではなかつたかと、私も思う。たしかにそうした一種の雑役にしたがう人々がここには組合わされていたのであらう。楠氏が、このような忍氏的、垂水氏的、換言すれば散所長者的性格をもつとするならば、楠木氏が河内の土豪と云われながらその本拠がいまだに明らかでないことも、思いがけない組織的な動員力をもつていることも、その戦法のはなはだどろくさいことも、その戦功にもかかわらず公家からは重視されなかつたことも、恩賞の摂河泉と

いうほんとうの意味も、みんな判つてくるように思われる。

それはそれとして、南朝側に大きな地盤となつたのは、さきに見た散所的所領の商業的發展である。一三三七年（建武四年）新政が破れて両朝対立となつたころ、春日社の供業備進の市座神人等は武家方に対して、堺浦魚貝売買の輩が吉野通達の疑があるというので、近日その売買を停止せられたために、神供が闕如せしめることをなげき訴えた。そこで六月十一日武家方の執事高師直は、尊氏の命をうけて和泉守護細川兵部少輔に対して、その訴が相違なければ、供業売買は免ぜられるよう、若しまた仔細が有るならば注申するように執達した（春日神社文書卷三ノ二）。この事實は、単に堺の魚貝商人のなかに間諜行為があつたということだけではなくて、こうした魚貝売買の輩がつねに公家方と通達する理由があつたものと考えられる。おそらくは、吉野朝廷にとつて大きな経済的地盤であつたに相違ない。さらにこの前年正月には、大山崎の上下保神人らが、阿蘇官の令旨によつて朝敵追討の軍勢として馳参じ、神妙であるという感状をもらつた（京都竹選堂旧藏文書）。鎮西

府のあたりまでも行商していた油商人らの、積極的な活動であつたのであろうか。

このようにみると、公家勢力が荘園の足がかりを失うにつれて、いちはやく新しい商業的活動に着目し、座や供御人の本所となつて、社会の進歩にふさわしい地盤の転換をとげて行つた事情がよくわかるし、新しいはずの商人がなぜに、荘園からも見はなされた公家勢力にたよつたかという疑問もとけてくる。建武新政といういわゆる反革命の實現することも、たしかにいわれあることであつたと思う。特に朝廷と直接関係ある四府駕輿丁が、米座をにぎつていたことも注目に値する。一三三〇年（元徳二年）六月国内の飢饉にあつて、朝廷が当時富裕の輩が利倍のために蓄えた米穀を、二条町に仮屋をたてて市場とし、公定価をもつて公売せしめたというのも（太平記卷一、東寺執行日記、商長寺縁起）、朝廷とこれらの米商人との結びつきを示すものであろうし、三四年（建武元年）正月、はじめて紙幣（楮幣）を発行したということも（太平記卷十二）、これまでもその事實を疑問視されていたことであるが、このような

公家の経済的基礎を考えれば、あながち唐突なことではなかつたと思われる。こうして南朝側は、掾や大湊を通じて東西の文字通り津々浦々に、連繫をたもちつつ、ながく南山の僻隅にその勢力を維持し得たのであつた。

こうしたひろい意味での公家の経済的基礎は、南朝のほろびてのちも、ながくいわゆる座の本所というかたちでつたえられた。しかし一般的な商業の発展につれ、そのために必要欠くべからざるものとして成長してきた酒屋土倉らの高利貸資本が、座の組織を現実的に支配するようになる。武家方はただちにこれと結託し、諸座の発展を土倉を通じて把握するに至つた。かくして公家側の商業的発展に対する優位性は、しだいに失われて行つたのである。特に南北朝合一の翌一三九三年（明德四年）十一月足利幕府が洛中辺土散在の酒屋土倉役に関する制規をさだめ、土倉と

の完全な連繫を完成したとき、公家側の経済的地盤は座という組織をそのままのこしながら、實質的に意義のないものとなつたと云えよう。

このようにして散所の所領から発展した「座」的商業は、むしろ解体の傾向をたどらざるを得なくなつた。そしてその地域と職業においてのこされた散所は、ようやく民衆芸能の温床として知られるほかは、新しい社会的没落者の陥穽として近世につたえられたのである。その間にわれわれは、かの土一揆における悪党として、馬借や車借などとなつた散所民のすがたを見出すことも出来るのだが、今はこれに言及する紙数もなくなつてしまつた。大へんあらつばい素描のような所論となつたけれども、この散所の問題を古代末期の基本問題であるという筆者の散意は、くみとつていただけたことと考える。

（一九五四・八・二〇）

# Sanjo (散所) : Its Origins and its Development

by

T. Hayashiya

**1. An Introduction to the History of Buraku (部落)** A history of Japan must be re-written not from the standpoint of political struggle of upper classes, but from the social background of the neglected people.....with the eyes of unemancipated people and with those of the female. Strange to say but as is well known, even nowadays Japan contains a number of socially unemancipated people called Buraku-min (the people of Buraku). But how it originated and when it came to exist we cannot exactly know. The truth is that the Buraku is the last trace of the slavery of the ancient state of Japan. In this article I attempted to analyse the structure of the so-called Sanjo as an introductory history of Buraku.

**2. The Formation of Sanjo** The name of Sanjo first appears in the documentary sources of the tenth century. Characteristic of the people of Sanjo was the freedom from the seigniorial rights of other lords and the complete servitude to the direct overlord. Moreover they rendered no payment of rents in kind and other feudal dues.

**3. The Types of Sanjo** We are informed of the three types of Sanjo. In one of them the people rendered those services of carriage and sweeping to the direct overlord. This type of Sanjo we can find in the metropolitan area of the ancient state. Others are imposed the transportation services between the lord and the bailiffs of the manors. Still others were engaged in hunting and fishing for the lord. But we are often aware of the mixed type of these three.

**4. The Life in the Sanjo** The lord appointed a direct controller to the people of Sanjo to enforce the services. These controllers were called Choja (長者) or Tayu (大夫) and about how these men grasped and exploited the people of Sanjo we are told by the old tales of Sansho-dayu (山椒大夫). In such a situation, however, the people of Sanjo endeavoured to emancipate themselves taking advantage of the complex seigniorial relations.

**5. Sanjo as an Economical Basis of the Nobility** With the development of the knightly class the manors once held by the nobility were often in danger of destruction and the nobility tried to retain the estates of Sanjo as the last basis of their declining economy. It was that the Sanjo was not only the last trace of ancient slavery but also the emergence of Sanjo-min as the active traders of the age.

**6. The Civil War and After** During the Civil War of the Nanboku-cho (南北朝) the Sanjo played a great role. The survival of Nan-cho (南朝) over half a century was solely dependent on the economic power of the Sanjo-min. But with the development of merchant capital under the Muromachi (室町) Shogunate they were weakened and with it disappeared the last groundwork of the ancient state.

## The Chinese Lords (Shih-hou 世侯) under the Mongolian Dynasty

by

T. Inosaki

During the first part of the thirteenth century China was in a chaotic situation arising from the social dislocation caused by the contending dynasties. But in 1234 the Yüan displaced the Chin Dynasty and the Mongolians ruled the people of China. The racial prejudice, however, was strong among the people and the ruling class was open to many resistances. Moreover Nan-Sung was anxious to recover territory lost in the social turmoil in the preceding ages. In such a circumstance the so-called shih-hou played a delicate role as an intermediary between the Mongolian Court and the people.